

畜産試験場感染症対策に伴う空調設備改修事業設計仕様書

I 概要

1 所在地等

- (1) 事業計画地：宮崎県高原町大字広原 5 0 6 6
- (2) 延床面積：7 1 1. 7 6 m²

2 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、スについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を農政水産部においても準用する。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成31年版）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（平成31年版）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（平成31年版）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（平成31年版）
- ケ 建築設備設計基準（平成30年版）
- コ 建築工事監理指針（令和元年版）
- サ 電気設備工事監理指針（令和元年版）
- シ 機械設備工事監理指針（令和元年版）
- ス 建築設計業務委託共通仕様書（令和2年4月宮崎県県土整備部営繕課）
- セ その他関係適用基準等

II 改修条件等

1 基本的な考え方

畜産試験場において、新しい生活様式に配慮した常時換気可能な空調に更新する。新設の機器については省エネルギーや耐久性に配慮し、年間光熱水費やメンテナンス料が廉価となるよう必要な整備を行う。

2 改修施設の概要

管理棟空調一式改修工事

パッケージ形空気調和機に改修を行うこと。

現行施設は一体管理となっているため、下記部屋ごとに切り離すこと。

対象建築物

建設年度等 昭和55年6月 鉄骨造 1階建

①管理課	83.8㎡
②一般分析実験室	71.0㎡
③精密機械室	68.7㎡
④生理乳実験室	55.9㎡
⑤ゼミ兼小会議室	55.9㎡
⑥近赤外定量分析室	43.0㎡
⑦場長室	41.9㎡
⑧応接室	38.2㎡

3 設備計画

(1) 共通事項

- ① 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。

(2) 機械設備

① 空調設備工事

- ・個別のパッケージ形空気調和機の新設、入替を行うこと。
- ・各居室に操作リモコンを設置すること。
- ・換気設備を設置すること。

(3) 電気設備

① 受変電設備工事

- ・個別空調計画に伴う既設受変電改造・増設を行うこと。

② 幹線設備工事

- ・個別空調計画の動力幹線電源供給・手元開閉器盤を新設すること。

③ 動力設備工事

- ・個別空調室外機電源供給・集中監視システム配線を行うこと。

4 調査・設計業務

(1) 調査内容

別添平面図を参考にすること。

(2) 設計内容

実施設計において準拠すべき法令、基準、本仕様書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を県に提出し、承認を得ること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。

ア 本仕様書Ⅰ 2 関連法令・適用基準等を遵守すること

イ 本仕様書Ⅱ 1 基本的な考え方、同 2 改修施設の概要及び同 3 設備計画を反映させること。

ウ 計画的で無理のない工程とすること

(3) 調査・計画時の打合せについて

打合せは次の区切りにおいて行うものとし、回数は2回とする。

また、第1回打合せ及び実施設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

① 業務開始時

② 実施設計終了時

(4) 設計時の配置技術者

① 参加表明書の提出日の前日において、所属する施工業者又は建築設計事務所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を専属で1人配置すること。

② 管理技術者は、一級建築士、二級建築士又は建築設備士（建築士法第2条第5項に定める資格を有する者）とすること。